

広島市条例第 2 4 号

令和 7 年 3 月 2 8 日

広島市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を
改正する条例をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の
一部を改正する条例

広島市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和 3 9
年広島市条例第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条中「一」を「いずれか」に改め、同条第 1 号中「禁錮」を「拘禁
刑」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第 2 条関係）

退 職 報 償 金 支 給 額 表

階 級	勤 務 年 数						
	5 年 以 上 1 0 年 未 満	1 0 年 以 上 1 5 年 未 満	1 5 年 以 上 2 0 年 未 満	2 0 年 以 上 2 5 年 未 満	2 5 年 以 上 3 0 年 未 満	3 0 年 以 上 3 5 年 未 満	3 5 年 以 上

団 長	円 239,000	円 344,000	円 459,000	円 594,000	円 779,000	円 979,000	円 1,079,000
副 団 長	229,000	329,000	429,000	534,000	709,000	909,000	1,009,000
分 団 長	219,000	318,000	413,000	513,000	659,000	849,000	949,000
副 分 団 長	214,000	303,000	388,000	478,000	624,000	809,000	909,000
部 長 及 び 班 長	204,000	283,000	358,000	438,000	564,000	734,000	834,000
団 員	200,000	264,000	334,000	409,000	519,000	689,000	789,000

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第6条第1号の改正規定は、同年6月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。